

三田市商工会

会長 松原正武 様

三田市長 森 哲 男



新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策に関する要望について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、市政の推進に関しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けられました貴会会員の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。併せて、多くの事業者の皆さまには、休業や営業短縮に努めていただいております。深く感謝を申し上げますとともに、大変ご苦勞されておりますことに心を痛めております。

市といたしましても、先般、独自の緊急対策を発表させていただいたところですが、今後も、国や兵庫県の経済対策等とも十分に連携を図りながら、事業者の皆さまの経営や従業員の方々の雇用を守るために、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、令和2年4月21日付でいただきました標題のご要望に対し、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1 三田市中小企業融資制度の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業所に対する、資金繰り面でのセーフティーネット機能を強化するため、現行の三田市中小企業振興長期資金融資、小規模事業資金融資の融資期間および据置き期間を延長するなど、制度を拡充されたい。（産業政策課）

市が実施する中小企業融資制度につきましては、信用保証料を市が全額負担するとともに貸付期間の拡及び返済の据置期間を延長するよう次のとおり制度を拡充

し、令和2年5月15日から実施いたします。

	改正前	改正後
信用保証料（市負担）	1 / 2	全 額
貸 付 期 間	7 年以内	1 0 年以内
据 置 期 間	6 ヲ月以内	1 年以内

2 市民税、固定資産税の減免措置

地方税の徴収の猶予が認められた事業所に対し、市民税、固定資産税を減免する措置を講じられたい。（税務課・収納対策課）

今般、制定公布の新型コロナウイルス感染症特例法に基づき、緊急に必要な税制上の措置が講じられることとなり、一定期間において収入が大幅に減少した場合は、市民税、固定資産税など市税全税目を対象に無担保かつ延滞金なしで最大1年間徴収を猶予する制度が整備されました。この徴収猶予制度の申請や審査の手続きにつきましては極力簡素化した上で申請者の置かれた事情に配慮し迅速に処理したいと考えております。まずは収納対策課までお電話でご相談ください。

また、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置も講じられます。この軽減制度の詳細につきましては、今後、国において決定されますので、明らかになり次第、市広報・HPなどでご案内してまいります。

3 雇用調整助成金の拡充措置

従業員の雇用維持を図るため、雇用調整助成金を活用した事業所に対し、助成されない部分について、市が全額負担する措置を講じられたい。（産業政策課）

雇用調整助成金は、雇用保険法等を根拠に労働者の失業防止のために事業主に対して給付する助成金の一つであり、労働者と事業主の関係を定めた同制度の趣旨に照らせば、市としての関与は難しいものと考えております。

なお、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大で業績が悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給する雇用調整助成金の上乘せ給付について、緊急事態宣言発令後の自治体の休業要請に応じて休業や営業時間短縮をしたこと等を条件に中小企業への助成金を全額補助するよう拡充したほか、現在1人1日当たり8,330円

の上限額についても1万5,000円に拡充すること等が報道されておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

4 事業運営に必要な各種費用の補助措置

売上が減少するなか、事業を継続するために必要となる水道料金等の公共料金、家賃等の固定的な費用に対し、補助する措置を講じられたい。(産業政策課・上水道課)

三田市は、このたび、経済的負担を緩和するため本年5月から4カ月分の水道料金を免除(基本料金と従量料金のいずれも無料)することと合わせ、本年4月の売上が前年同月と比べ20%以上50%未満減少した市内の小規模事業者を対象として、事業の継続を下支えするため、一律10万円を給付する三田市小規模事業者応援成金制度を創設し、既に支給を開始いたしました。この助成金は、家賃などの固定経費のほか事業全般に広くご利用いただけますので、該当する事業者の方々には是非ご活用いただければと思います。

5 国等の支援施策の給付等申請手続きの円滑な受け入れ体制の拡充及び充実

国では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対し、資金繰り支援、設備投資・販路開拓支援、経営環境の整備等に関する緊急経済対策の実施と制度化が急がれている中で、これらの施策を一刻も早く活用し窮地を脱しなければならない事業所が益々増え続けており、申請支援窓口の拡充・充実を図る必要がある。

特に持続化給付金制度が成立すれば、その申請は原則Web上の申請とされているが、申請方法等の申請支援窓口を各商工会等に委ねようとする動きがある。更には緊急事態宣言に協力し休業要請に応じた等、対象となる事業者への支援金の給付も実施の方向で調整されている。これらが本格実施となれば支援相談窓口への相談者も増加することが予想され、これら一連の申請作業を円滑に進めるために新たなマンパワーが必要となる。

そこで、これらに必要な専門スタッフを行政で確保いただき、派遣いただく等申請支援の受け入れに備えていただきたい。(産業政策課)

国は、各種給付等申請手続きが複雑で給付までに相当の時間を要することに鑑み、オンライン申請など迅速かつ簡略な手続きに見直すこととしておりますので、市といたしましてもこうした動きと十分に連携し対応してまいります。

なお、円滑な申請等の手続きに資する観点からも、国等の動向に応じて今後も貴会とは連携を密にしながら、受入体制の充実・強化を図ってまいります。

6 国・県への働きかけ

徹底した感染拡大防止の下、地域経済社会への影響を最小限に留めるため、政府も刻々と変わる感染状況に対応する新たな防止策を講ずることが重要となってくる。

海外では未だ爆発的な感染拡大が続いており、予断の許さない状況が続いている中で4月に入り入国制限されていた国からの渡航者も増加しており、二次感染の危険性も無視できない。政府においては、水際対策について気を緩めずに徹底した感染拡大防止策を講じていくことが必要である。

今後も国民、事業者も緊張感を持って、感染拡大防止に向けた行動変容の必要性を認識し、官民一体の取り組みの徹底が不可欠であることも再確認する必要がある。

三田市も新型コロナウイルス感染症の影響により、商工会会員事業所はもとより、市内の様々な業種業態の中小・小規模事業所が、大幅に売り上げが減少するなど経営上大打撃をうけており、地域経済に与える影響は計り知れないものがある。

このような現状の中で、国・県に対し、感染状況を見極めつつ、事態の収束後も見通した需要喚起策などの大胆な経済財政対策の迅速な実施を積極的に要望されたい。(産業政策課)

市といたしましては、去る4月27日付で独自の緊急対策を発表させていただきましたが、今後もタイムリーに必要な支援を実施すべく、国や兵庫県に対し機会ごとに要請するとともに、国や兵庫県が実施する経済対策等とも十分に連携を図りながら、必要な対策を積極的に推進してまいります。